

経済財政政策部局の動き

PPP/PFI 推進アクションプランの進捗状況と今後の課題

内閣府政策統括官(経済社会システム担当)付  
民間資金等活用事業推進室

大久保 愛理

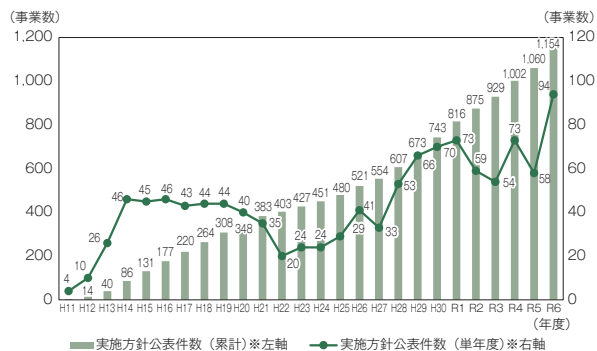
はじめに

PPP (Public Private Partnership) とは、行政と民間が連携して、公共施設の設計、建設、維持管理、運営を行う手法全般のことである。中でも特に、民間資金等を活用し、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(以下「PFI法」という。)に基づいて実施するものをPFI (Private Finance Initiative) と呼ぶ。

PFI手法の特徴やメリットとしては、①一括発注(設計、建設から維持管理・運営等に至るまでの業務を一体的に実施することで、ライフサイクルコストや、整備・維持管理に係る技術的な対応、発注・契約業務等の行政負担の軽減が期待できる。)②性能発注(性能の要求水準を示し、達成方法は民間事業者に委ねることで、民間事業者の自由度が高まり、創意工夫やノウハウを最大限活用することができ、質の高い公共サービスの提供が可能となる。)③長期契約(投資回収期間を確保し、また人員計画の策定がしやすくなり、民間事業者の創意工夫を引き出しやすくなる。また、地方公共団体の単年での発注関連の業務や民間事業者の提案に関する業務が軽減され、本来業務により多くの工数を投じることが可能になる。)④民間事業者による資金調達(財政法のルールや総務省の通知に合致した形での長期の割賦支払による財政支出の平準化が可能になる。)⑤行政財産の貸付に係る緩和措置(用途又は目的を妨げない限度等の一定の要件の下で選定事業者に貸し付けることができる。)等が挙げられる。

PFI法が制定された平成11年以降、PFI事業は着実に増加しており、令和6年度末までに実施された累計の事業件数は1,100件を超えている(図表1)。昨今の厳しい財政状況、人手不足の現状においては公共施

図表1 PFI事業の実施状況(令和7年3月31日現在)



設・インフラの整備、維持、管理を公共だけで行うことは困難になりつつある。質の高い公共サービスを持続的に提供するため、一層の活用が期待される。

PPP/PFI 推進アクションプラン

毎年6月頃に、民間資金等活用事業推進会議において、政府としてPPP/PFIを推進するにあたっての施策や方針をとりまとめた「PPP/PFI推進アクションプラン」の改定を行っている。PPP/PFI推進アクションプランには、令和4年を起点とした10年間の事業規模目標及び重点分野<sup>1</sup>における事業件数10年ターゲットが設定されている。事業規模目標(令和4年度から令和13年度:30兆円)については令和5年度(2年目)までの実績は全体では8.4兆円(28%)、重点分野の10年ターゲット(重点14分野:650件)については令和6年度(3年目)までの実績は全体で204件(32%)となっており、着実に進捗している。

令和7年12月には「PPP/PFI投資促進タスクフォース(議長及び共同議長:総理補佐官)」を立ち上げた。これは昨今の物価高の影響やインフラ老朽化が進行する中で、民間投資やビジネス機会の拡大、社会課題の解決等につながるPPP/PFI投資の促進に一層取り組むことが重要であることから、関係省庁が一体となって更なる取組の強化を検討し、アクションプランの改定につなげるためのプラットフォームとして設置されたものである。本タスクフォースの場を活用しながら、関係省庁と連携し、目標の上積みや重点分野の対象拡大等を含め、本年6月頃のアクションプランの改定に向けて検討しているところである。

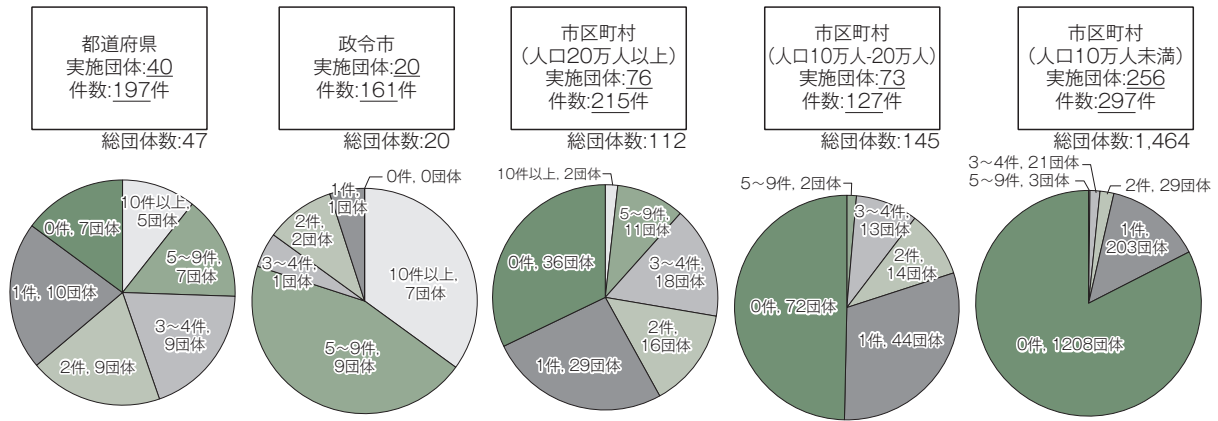
今後の課題

① 小規模な地方公共団体における活用促進

PPP/PFIは費用の削減だけでなく地域に資する多

1 空港、水道、下水道、道路、スポーツ施設、文化・社会教育施設、大学施設、公園、MICE施設、公営住宅、クルーズ船向け旅客ターミナル、公営水力発電、工業用水道、自衛隊施設

図表2 (地方公共団体の種別・規模別のPFI実施状況(令和7年3月31日現在))



様な効果が期待される。

地方公共団体が実施するPFI事業は平成26年度末から令和6年度末までで件数及び実施団体数ともに増加が見られる(件数:415件→972件、実施団体数:228団体→465団体)。このように全国で活用が広がりつつある一方で、人口が少ない地方公共団体等ではいまだに浸透していないのが現状である。

例えば、令和6年度末時点で、人口20万人未満の市区町村においては半数近く、人口10万人未満の市区町村においては8割以上でPFI事業未実施となっており(図表2)、小規模な地方公共団体におけるPPP/PFI手法の活用促進が求められる。

令和7年には、「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」(以下「優先的検討指針」という。)の改定を行った。地方公共団体は優先的検討指針に基づき、公共施設等の整備等の方針を検討するにあたって、多様なPPP/PFIの導入が適切かどうかを従来型手法に優先して検討するために優先的検討規程を定め、PPP/PFIの導入効果を簡易的に検討する方法や、具体的な手続をまとめている。

この度の改定では、優先的検討規程の策定及び運用を、これまで人口「10万人以上」の地方公共団体に求めていたのに対して「5万人以上」にすることで、更なる導入促進を図るほか、優先的検討の開始時期において分野横断型・広域型PPP/PFIの検討を促進することを追記する等の改定を行った。あわせて民間資金等活用事業調査費補助事業の実施において、これまで対象事業の選定にあたって配慮される地方公共団体の人口が20万人未満だったところ、令和7年度(補正予算募集分)からは人口10万人未満を対象を絞る等の対応を行い、小規模地方公共団体のPFI事業導入促進を図っている。

こういった取組を通して、より多くの地方公共団体において、PPP/PFIの導入を検討していただき、公共施設等の整備等に民間の資金、経営能力及び技術的能力が活用される環境を構築していく。

## ②物価変動の影響への対応

物価高騰が顕著となっている状況における、事業リスクの高まりも課題として考えられる。PFIの特徴として、契約期間が長期にわたることが挙げられるが、事業者からは、物価の高騰を長期的に予測して契約段階で折り込むことが難しく、参入障壁となっているという声が寄せられている。

物価変動をよりの確に反映するためには、予定価格の算出時点の後ろ倒し及びサービス対価改定の基準時点前倒しにより労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を契約金額に適正に反映することや、契約締結後に受注者から協議の申出があった場合には誠実に協議に応じること等、適切な対応が求められる。内閣府としても、事業者の声を踏まえつつ、地方公共団体に対して繰り返し周知するとともに、ガイドライン等への反映を行ってきたところであり、引き続き必要な対応を行っていく。

## おわりに

上述のとおり、昨今の厳しい財政状況、人手不足の現状においては、一層PPP/PFIの必要性が高まることが予想される。今後も幅広い地方公共団体の地域課題解決に向け、PPP/PFIの推進を図る取組を行ってまいりたい。

大久保 愛理 (おおくぼ あいり)